

## 果実飲料についての検査方法

制 定 昭和37年 3月22日農 林 省告示第360号  
最終改正 平成18年 2月28日農林水産省告示第210号

- 1 検査は、抽出して行なう。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。
- 3 第1種検査方法
  - (1) 抽出の割合  
品種が同一と認められる果実飲料の2日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個のかん、びんその他の容器を抽出し、それぞれのかん、びんその他の容器から濃縮果汁の場合にあつては100g、その他の果実飲料の場合にあつては200gを採取して試料とする。
  - (2) 検査に係る格付の基準  
試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行ない、その結果、当該試料の単位体のすべてが当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、当該検査荷口の果実飲料を合格に格付けする。
- 4 第2種検査方法への移行  
3に定めるところにより検査を行なつた結果、その検査荷口の果実飲料が連続して5回合格に格付けされたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。
- 5 第2種検査方法
  - (1) 抽出の割合  
4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなつた果実飲料でその品種が同一と認められるものの15日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から3の(1)の規定に準じて2個の試料を抽出する。
  - (2) 検査に係る格付の基準  
3の(2)に同じ。
- 6 第1種検査方法への移行  
5に定めるところにより検査を行なつた結果、合格に格付けされない検査荷口があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

最終改正の附則（平成18年 2月28日農林水産省告示第210号） 抄

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年 3月 1日から施行する。  
（農林物資についての検査方法に関する経過措置）
- 4 改正法の施行の際現に旧法第14条第1項の規定により、条例で定めるところにより農林物資の格付に関する業務を行っている都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター、旧登録格付機関、旧認定製造業者（改正法附則第6条第1項に規定する旧認定製造業者をいう。）、旧登録外国格付機関又は旧認定外国製造業者（改正法附則第12条第1項に規定する旧認定外国製造業者をいう。）で、改正法附則第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第11条第1項又は第12条第1項の規定に基づき格付を行うものについては、この告示による改正前の第2から第19まで、第21、第22、第33及び第40に掲げる告示の規定は、なおその効力を有する。